

今年8月から

高額療養費制度が変わります

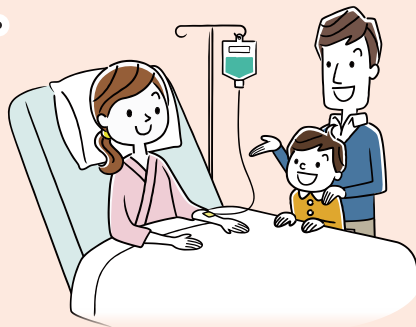
☎保険課 ☎0422-29-9215 (国民健康保険) ・ ☎0422-29-9219 (後期高齢者医療制度)

同一の月内に医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた金額が高額療養費として後から支給されます。8月診療分からの自己負担限度額は以下の通りとなります。

国民健康保険加入の70歳未満の方

【1カ月の自己負担限度額】(8月から令和9年7月診療分まで)

所得区分(旧ただし書き所得)	限度額 (4回目以降く)、年間上限【 】)
ア 901万円超	270,300円+ (総医療費-901,000円) × 1% 〈140,100円〉【1,680,000円※1】
イ 600万円超901万円以下	179,100円+ (総医療費-597,000円) × 1% 〈93,000円〉【1,110,000円※1】
ウ 210万円超600万円以下	85,800円+ (総医療費-286,000円) × 1% 〈44,400円〉【530,000円※1】
エ 210万円以下(住民税非課税世帯除く)	61,500円 〈44,400円〉【530,000円※1※2】
オ 住民税非課税世帯	36,900円 〈24,600円〉【290,000円※1】



- ※1 8月1日以降、外来+入院(世帯ごと)分にも年間の上限額が新設されます。これにより、月ごとでは高額療養費に該当しない場合でも、年間上限額に達したそれ以上の医療費については、還付を受けることができます。なお、年間とは8月から翌年の7月までを指します。
- ※2 一部41万円の場合があります。
- ※3 世帯全員(国保の場合は国保加入者および世帯主)が住民税非課税である方のうち、※4に該当しない方。
- ※4 世帯全員(国保の場合は国保加入者および世帯主)が住民税非課税であり所得が0円の方、または後期高齢者医療被保険者で住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。

国民健康保険加入の70歳以上75歳未満の方 と 後期高齢者医療制度加入の75歳以上の方

【1カ月の自己負担限度額】(8月から9年7月診療分まで)

国民健康保険（70歳以上）			後期高齢者医療制度			限度額（４回目以降く）、年間上限【 】）	
負担割合	所得区分（課税所得）		負担割合	所得区分（課税所得）		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
3割	現役並み所得Ⅲ 690万円以上		3割	現役並み所得Ⅲ 690万円以上		270,300円＋（総医療費－901,000円）×１％ 〈140,100円〉【1,680,000円※ ¹ 】	
	現役並み所得Ⅱ 380万円以上			現役並み所得Ⅱ 380万円以上		179,100円＋（総医療費－597,000円）×１％ 〈93,000円〉【1,110,000円※ ¹ 】	
	現役並み所得Ⅰ 145万円以上			現役並み所得Ⅰ 145万円以上		85,800円＋（総医療費－286,000円）×１％ 〈44,400円〉【530,000円※ ¹ 】	
2割	一般145万円未満		2割	一般Ⅱ		22,000円	61,500円
				一般Ⅰ		【216,000円】	〈44,400円〉【530,000円※ ¹ ※ ² 】
	住民税 非課税等	低所得者Ⅱ※ ³	1割	住民税 非課税等	区分Ⅱ※ ³	11,000円	25,700円
		低所得者Ⅰ※ ⁴				【96,000円】	〈24,600円〉【290,000円※ ¹ 】
					区分Ⅰ※ ⁴	8,000円	15,700円【180,000円※ ¹ 】

休日・夜間・緊急時の診療はこちらへ

☎健康推進課 ☎0422-24-7145

三鷹市休日・夜間 診療所・薬局(新川6-35-28)

切り傷や骨折、やけどなどの外科的処置は行えません。



休日診療所 (内科・小児科)	☎0422-24-6540	日曜日、 祝日・ 年末年始	午前10時～11時45分、 午後1時～4時30分、 6時～9時30分
小児初期救急 平日準夜間診療所 「こども救急みたか」		平日	午後7時30分～10時30分 (受付は10時まで)
休日歯科 応急診療所	☎0422-46-3234 ※要電話	日曜日、 祝日・ 年末年始	午前10時～午後0時15分、 1時30分～4時
休日薬局	☎0422-49-7766		午前10時～午後4時30分、 6時～9時30分

※必ずマイナ保険証、資格確認書などをお持ちください。
※混雑の際は、長時間お待たせする場合や、電話がつながらないことがあります。
※お盆期間中も、上記のとおり開設します。

急なけがや病気で対応に迷ったら(24時間)

◆東京消防庁救急相談センター

☎#7119(プッシュ回線短縮ダイヤル) ☎03-3212-2323

そのほかの医療機関案内(24時間)

◆東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 ☎03-5272-0303

市内救急指定病院

◆杏林大学医学部付属病院(新川6-20-2) ☎0422-47-5511

◆野村病院(下連雀8-3-6) ☎0422-47-4848

◆三鷹中央病院(上連雀5-23-10) ☎0422-44-6161



調布基地跡地福祉施設の体験実習



☎障がい者支援課 ☎0422-29-9233

令和9年度の生活介護の利用を希望または検討している方が対象です。

☎いずれも9～11月(予定)

※特別支援学校高等部3年生は所属校へ相談してください。

①ケアコミュニティみちふの森

Ⓐ医療的ケアを含む重度の身体障がいがある(障害支援区分5・6)、または他施設での受け入れが難しい18歳以上の市民若干名

②ハートポートこもれび

Ⓐ重度の知的障がいがある(障害支援区分5・6)、または他施設での受け入れが難しい18歳以上の市民若干名

☎8月25日(火)までに①(社)東京緑新会 ☎michifunomori@t-ryokushin.or.jp ・ ☎042-452-8813、②(社)調布市社会福祉事業団 ☎komorebi-sk@jigyodan-chofu.com ・ ☎042-444-0039へ

みたかふれあい支援員(認定ヘルパー)養成研修



☎介護人材育成センター ☎0422-24-7350

介護保険制度や家事支援、認知症などについて学びます。受講後は、掃除・買い物などの訪問型サービスに従事できるようになります。
※同研修は、認知症サポーター養成研修を含みます。

☎9月8・15日の火曜日午前9時30分～午後4時10分(全2回。15日は4時まで)
Ⓐ18歳以上で全回受講できる方30人(高校生を除く) ☎三鷹市公会堂さんさん館 ☎9月1日(火)までに市 ☎HP、または同センター ☎0422-24-7350 ・ ☎Fax 0422-24-7363へ(申込多数の場合は抽選)